

科目13

子どもの生活面における対応

科目13:子どもの生活面における対応

ねらい

- 子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。
- 子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。
- 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。

主な学習内容

- 子どもの健康管理及び情緒の安定
- 子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携
- 衛生管理と衛生指導
- 食物アレルギーのある子ども等への対応

もくじ

- 1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察**
- 2. 衛生管理と衛生指導**
- 3. おやつを提供について**
- 4. 食物アレルギーと救急時の対応**

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察

放課後児童クラブ運営指針 第3章1(4)②

「子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

- ◆事前の確認、当日の変更の確認
- ◆連絡等がなく来所しない場合の対応
 - ・保護者の緊急連絡先
 - ・学校との連携 ⇒対応マニュアルなど
- ◆子どもの「来たくない理由」とその対応

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察

どのようなところに配慮して受入れますか、またどのような点を観察しますか？



⇒ 来所時の対応を重視していく

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察

《子どもの様子を把握する》

- ・子どもの普段の体調と情緒が安定している時の状態を把握し、その情報を放課後児童支援員等の間で共有しておく。
- ・子どもの最近の来所時の様子や前日の様子、体調等について、打合せの際に伝え合う。
- ・来所時の子どもの様子に目を配る。

《子どもの様子の変化に気付く》

- ・一緒に帰ってくる子どもがいつもと異なる（今日は別々に帰ってきた）。
- ・来所時の様子や子ども同士のやりとりにいつもと異なる雰囲気がある。
- ・来所直後の行動がいつもと異なっている（行動がいつもより乱暴・遅いなど）。
- ・放課後児童支援員等に顔を向けようとしない。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p61-63



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目13

子どもの生活面における対応

もくじ

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察
2. 衛生管理と衛生指導
3. おやつを提供について
4. 食物アレルギーと救急時の対応

2. 衛生管理と衛生指導

2. 衛生管理と衛生指導

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(1)

○手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

【日常の衛生管理のための取組】

- ・手洗いやうがい、身体や衣服の汚れなどへの対応 生活習慣の確立
- ・施設設備や備品等の定期的な点検の際に、衛生管理の観点を持つ

【医薬品、その他の医療品の備え】

- ・児童の医薬品の管理を適切に行う
- ・必要となる医薬品、医薬部外品などの備え
- ・子どもの応急手当のためにAED（自動体外式除細動器）などの備え

2. 衛生管理と衛生指導

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(1)

○施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。

【具体的な取組】

- ・手洗い場（流しや蛇口等）、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床や畳、カーペット、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生状態を確認し、清潔にする
- ・マニュアルやチェックリストなどを定めて計画的に行う
- ・実施したこと、点検したことの結果について記録する

2. 衛生管理と衛生指導

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(1)

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

【具体的な対応】

- ・マニュアル等の内容に従って、罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定め、保護者に理解と協力を求める
- ・感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整える

2. 衛生管理と衛生指導

放課後児童クラブ運営指針 第6章2(1)

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

【具体的な対応】(続き)

- ・感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて対応する。緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します
- ・感染症等の発生時の報告については、市町村の定める対処方針に沿って行い、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、二次感染を防ぐ

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館.p164-167



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目13

子どもの生活面における対応

もくじ

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察
2. 衛生管理と衛生指導
3. おやつを提供について
4. 食物アレルギーと救急時の対応

3. おやつを提供について

3. おやつを提供について

放課後児童クラブ運営指針 第3章1(4)⑦

- ・発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつを提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
- ・おやつを提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
- ・食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

◆栄養面

◆活力面

3. おやつを提供について

《食中毒や事故防止のための点検項目》

- 放課後児童支援員は、手洗い、爪切り、消毒等の衛生管理を徹底する。
- 子どもと一緒におやつ準備などを行う場合にも同様の衛生管理を徹底する。
- 食品だけではなく、お皿や布巾、スプーンなどの食べる際に使用する物品の消毒等を行う。行事等で調理を行う場合も同様。

《窒息事故の防止》

おやつ場面では・・・気分が高揚する子、遊びが気になる子

他の子どもの食べるスピードが気になる子 がいる

これにより、急いで食べたり、不適切な食べ方による窒息事故の可能性

⇒ 落ち着いた環境設定が求められる

3. おやつを提供について

おやつ管理

- ◆品質保持のための環境整備
- ◆消費期限の配慮

- ◆提供のしやすさ、食べやすい状態にある小分けのもの
- ◆衛生面にも配慮した食材（あるいは食品）
- ◎自治体や運営主体によって独自のルールを設定している場合もある

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館. p76-79



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目13

子どもの生活面における対応

もくじ

1. 出欠席の確認、来所時の状態の観察
2. 衛生管理と衛生指導
3. おやつを提供について
4. 食物アレルギーと救急時の対応

4. 食物アレルギーと救急時の対応

4. 食物アレルギーと救急時の対応

「アレルギー疾患対策基本法」

第9条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

- ◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」
（平成31年4月25日子保発第0425第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）
- ◆「学校給食における食物アレルギー対応指針」
（文部科学省、2015（平成27）年3月）

4. 食物アレルギーと救急時の対応

◎食物アレルギー対応 = 施設における危機管理の一環

【事故予防】

- ◆状況把握
 - ・すべての子どものアレルギーの有無の調査
 - ・書類（学校や保育所の生活管理指導表の活用）の提出
 - ・保護者との面談（原因食物、症状、家庭や学校等での対応状況、医師の指示等の聞き取り）
- ◆マニュアル整備
 - ・内容や手順を、子ども・保護者と共有
 - ・職員への周知徹底
- ◆おやつ等
 - ・対応方針（代替食提供、持参など）
 - ・対策方法の確立と実践、確認体制の強化

4. 食物アレルギーと救急時の対応

【事故対応】

◆事前準備

- ・緊急時対応マニュアルの作成と周知徹底
- ・緊急時を想定した訓練
- ・エピペン®注射の練習
- ・緊急時対応研修への参加



▲ 製品(エピペン®注射液)0.15mg

4. 食物アレルギーと救急時の対応

- 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状は急速進行性。命を落とす可能性もある。
- 症状の重症度を把握し、重症（意識障害、強い呼吸器症状等）の場合には、エピペン®の投与、救急要請を。
- 「エピペン®」：緊急時にアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する効果のある自己注射薬。



一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）	
エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。	
消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい ・不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

参考資料

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(平成31年4月25日子保発0425第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省(2015年3月)
- ・エピペン® <https://www.epipen.jp/>
(ヴィアトリス製薬株式会社)





令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。